

中小企業政策審議会
金融ワーキンググループ
第7回議事録

中小企業政策審議会第金融ワーキンググループ（第7回）
議事次第

日 時：平成28年5月31日（火）13:00～14:40
場 所：経済産業省別館1階104会議室

1. 開 会

2. 議 題

（1）セーフティネット機能の在り方について

3. 事務連絡

4. 閉 会

○小林金融課長 それでは、ほぼ定刻となりましたので、これから第7回の金融ワーキンググループを開催させていただこうと思います。

本日は、委員5名の全員にご出席をいただいております。過半数のご出席を満たしていることをご報告申し上げます。

まず、最初に資料の確認でございますけれども、お手元に座席表、それから配付資料一覧に続きまして、資料1から3まで、主だったものは資料3「セーフティ機能の在り方について」という資料でございます。ご確認いただきまして、漏れがあるようでしたら、お申し付けいただけますか。

よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事について、村本座長、よろしく願い申し上げます。

○村本座長 それでは始めましょう。

きょうの審議は公開でございます。議事録、議事要旨も公開になります。

前は、中小企業のライフステージという観点で資金需要であるとかリスクの問題、そしてそれに信用保証がどうかかわるかという議論をさせていただきましたが、きょうはセーフティネット機能について議論を深めていただくということにいたしたいと思います。

セーフティネット機能について、後でご説明があろうかとは思いますが、昨今は、昨年の常総市の災害であるとか、あるいは直近では熊本とか、あるいは三菱自動車とか、幾つかセーフティネット機能にかかわる問題も出てきておりますので、そういうことを含んでさまざまな観点からご議論をお願いしたいということでございます。

それでは、資料の3につきまして、事務局からのご説明をまずお願いしたいと思います。

○小林金融課長 それでは、お手元、資料3をお開きいただきまして、私のほうからざっとご説明させていただきます。

めくりまして2ページ目ですけれども、これは前回、責任共有のライフステージごとに、どう考えるのかという中で示させていただいた資料でございますが、これは、成長していくコースと、それから持続的発展をしていくコースと、2つある中でのということですが、きょうの焦点はこの④の「危機」、赤い丸で囲ったところでございますが、どういう成長段階にしる、何がしか外的に何かあった場合、セーフティネット機能というのをどう考えていくかということでございます。

おめくりいただきまして、3ページを飛ばして4ページでございます。セーフティネット保証の制度、何号、何号とございますけれども、大きく類型化いたしますと、特に100%やっているものは大きく2つに分かれまして、1つはこのブルーのほうでございますが、経済環境に関するものということで、基本的には連鎖倒産系のものと、それから不況業種系の、いわゆる5号と言われるものがございます。それから、この赤いというかピンクのものでございますが、災害とか事故の突発的なものの類型がございまして、これはやや法律の条文で何号、何号と書いてありますから、便宜的にこれを何号と呼んでござい

ます。適用事例、後ほど詳しく見ていきますけれども、ざっと見ていただくと、エルピーダの更生手続なんていうのをやっているのが1号であり、2号は三菱自動車の生産縮小というのがつい最近ありましたが、後ほどご説明いたしますが、3号については、いわゆる事故、ナホトカ号の油の流出ですとか、4号は今、先生からもご説明がありました、豪雨とか熊本地震の関係。5号は不況業種、リーマンショックへの対応。6号はむしろ銀行さんが破綻された場合の話、こんな整理になってございます。

その上で、5ページ、次のページをお開きいただきますと、歴史的に、これは一斉に全部できたわけではございませんので、日本経済の長い歴史の中で必要性に応じてつくられてきたということをごさいますして、1号、2号というのは、やっぱり順番的には早くて、これは40年代初め、山陽特殊鋼の倒産とか、大型倒産が続いたときに、それに伴う連鎖倒産というのを防止する観点からできております。その後、石油危機の後、構造不況というのをどう対応していくかということで、そのいわゆる第5号、不況業種系のものができておまして、その後、3、4号と災害系のもは50年代中盤にでき、6号の金融の破綻については金融システムの不安があった平成10年ぐらいですか、このあたりにできているということをごさいます。歴史があるということをごさいます。

おめくりいただきまして、6ページは昨年12月に整理した中間整理でございますので、これは少し重複しますので割愛させていただきますして、7ページから本題でございます。

さらにめくって8ページでございますが、まず総論ということで書かせていただいております。8ページの上のほうでございますが、まずセーフティネット機能というのは、どういうことでは必要なのかということでございますが、①大規模な経済危機や自然災害の際、急激に売り上げや受注の急減、設備の損壊、事業継続が困難となるケースがあり、なかなかそれを助けていただくような、金融機関の方々にとっても先行きが見通せない中で、どうしたら十分にこの資金繰りを支えられるかという問題意識でございます。したがって、何らかの危機で経済の機能が麻痺する場合には、政府が前面に立って、このセーフティネット保証というのを使いながら、信用収縮を防ぎ、連鎖倒産を防ぎ、技術や雇用、サプライチェーン、こういうものがしっかりと回っていくようなものにしなければいけない。これが、基本的な重要性の側面だと思っております。

他方で、8ページの下からでございますが、やはり効果が大きいのがゆえに副作用もあるということをよく自覚してという制度なのだと思っております。③のところに書いてございますけれども、危機時においては十分な効果がありますけれども、危機が去れば、やはり速やかに措置を終了する必要があると思っております。やはりリスクフリーの資金が、危機が去った後も供給されるということになると、市場原理、競争原理がゆがめられて、金融機関の方々の事業を見ながらの融資への取り組みが阻害されたり、事業者の経営改善努力が失われたり、新陳代謝が阻害される。こういった全体の日本の経済、長い目で見たときに、足腰が逆に弱まってしまうのではないかとということでございます。

④例えばということで、リーマンショックのときのお話を書いております。この際は、

セーフティネット保証5号というものを原則全業種発動いたしまして、日本全国、これは大変だということにしていたわけでございます。あわせまして、中小企業の金融円滑化法で、いわゆるリスクにも銀行に努めていただくというようなことが出たこともあり、まず効果としては、多くの倒産を回避して、その一時的な雇用維持、経済の維持というのができたのは確かだと思っております。

次のページ、9ページでございますが、⑤こうした効果の反面ということでございますが、リーマンショックからもう8年ぐらいたちましたけれども、残念ながら経営改善が進まない事業者の数というのが、やや高い水準になってございます。この9ページの下でございまして、左下、信用保証を使っている企業さんで、いわゆるリスクをやられている、条件変更をやられている企業の推移というのを、リーマンショック前10万社ぐらいだったものが、27年度で17万社ぐらいと高い水準に、やや落ちついてしまっているという状況でございますし、右側の下であります、その状況がよくなっているかと言うと、4割程度はまだ悪化傾向にあるなんていうのも見てとれるところでございます。

本文のほうに戻りますと、先ほど申し上げました経営者の経営改善や、返済正常化に向けた意識が欠如してしまったり、それから金融機関の支援姿勢が不明確となって、実質的な経営改善が進まないといった弊害というのがやはりあるのではないかと。特に、100%保証のもとでいろいろな銀行さんが関与していく場合に、必ずしもその中の、いわゆる幹事的な、メイン的な役割というのが微妙にわからなくなってきた、実際に経営改善というのが進めにくくなっている部分というのものもあるのではないかとということでもあります。

もちろん、括弧内にありますけれども、こういった生業維持が図られて、金融機関がしっかり支えていただいて、時間をかけながら経営改善を進めるという例もございまして、今申し上げたような負の側面というのも十分あるんだということでございます。

それが何が悪いのかと考えたときに、いずれにせよというところで書いてございまして、リスク中、やっぱりニューマネーというのが基本的には入りませんので、設備の更新といったものがなかなか難しい。そういう結果、経営が徐々に先細り、特に事業承継局面にある、社長さんが少し年齢がいかれている場合、そろそろ承継をしながらというときに、それを関係する方が、借金がたくさんある中で継ぐだろうか、またそれが、第三者の方が事業譲渡してということもうまくいくだろうかという、それはなかなか難しいということだと思っております。

それから、そういったやや脆弱な状態であるときに、次なる外生的ショック、例えばもう1回リーマンショックといったときがあったときに、本当に耐えられるのだろうかというような問題意識がございまして。

⑥として、したがって、セーフティネット保証というのは大きな効果はあるけれども、こういった副作用の面もよく見ながら、この後、個別の何号、何号という制度ごとにそのバランスを検証の上で、保証の枠、保証の割合、それから措置をどう終わらせるのかといったものについて、しっかり分析をして、必要であれば見直しをすべきではないかと

ということでございます。

次の10ページから、各論を少し丁寧目に見たいと思っております。

10ページは、セーフティネット保証の1号・2号というのをまとめておりますが、これは、制度の概要ということで書いておりますが、先ほど少しお話したように、東京オリンピック後に、やや大型の倒産が続いたことに伴い、それに連なっている下請の方、それから取引先の方が、受注が来ない、それから売掛金の回収ができないとか、そういったことで連鎖倒産を防ぐためのものとして導入されたものでございます。これが1号でございます。

2号というのはその変形版で、倒産まではしていないけれども、何かある大きな事業体に支障が生じたときに、それに連なっている方々への影響を小さくするというようなものでございます。

次の実施の状況でございますが、数字は平成18年から27年までの統計ということでございますので、大昔のものは入ってございませんが、この1号の連鎖倒産、少し大き目の企業が倒産された場合、現在発動中のものは下に例が書いてございますが、こういったものに連なるその関係の方々ということで、1号利用実績、例えば2,500件ぐらいで502億円の承諾、代位弁性というのでも953件、141億円、こんな実績でございます。

2号と俗に言われる事業活動の制限、倒産までは至らないが、というものについては、もう少し実績は少なく、見ているとおりに、38件、9億円ぐらいの承諾でございますが、後ほどご説明しますけれども、例えば、三菱自動車の今回の燃費試験の不正に伴ってお困りの取引の方々、それからロシアが根室の付近で特に影響がありましたけれども、突然、サケ・マスの漁業区画の制限というのをしました、こういうようなケースが当たるわけでございます。

下の「検討の視点」でありますけれども、全体、この後分析として、まずこれはどういう危機なのか、①、事業者の方はそういう中で、どういようなお困りぐあいなのか、②、それを踏まえて金融機関の方はどういう状況なのか、③という形で一応分析をし、矢印としてこういう方向性なんではないかということを書いて、各構成にしております。

①「危機の特徴」のところでございますが、これはもう、これまでご説明したとおり、サプライチェーン、下請、こういったものが、対処する間もない突発的な事態で、その真ん中にいる方が倒産されると、取引依存度が高い人ほど影響は深刻であるというのは当然でございます。

②「事業者の状況」として、したがって、いろいろなものがストップすれば、外注費、給与の支払いが困難となって、資金繰りが逼迫します。既往の債務がある中で、事業継続に必要なのでさらにニューマネーを入れようとする。もしくは、新たな取引先の開拓とかのために、少しまたお金が要る、こういったことになる資金需要がございます。

他方で、金融機関のほうから見ると、このリスクをとって支えようと思うわけですが、融資先のキャッシュフローの見込みが、なかなかそういう、親事業者の方がこけ

ちゃった中で、下請の方はどうなるか見通しが立たないという中で、どうしようかということについては限界があるんだと思ってございます。

したがって、矢印のところ、突発的な事態、帰責性に乏しい。しかし、これはこういう事態を何とか回避するということにおいては、こういったセーフティ機能というのをしっかり発動し、ただし、事態が落ちつけば通常の金融取引に戻すべく、しっかり早く終了するんだということを書いてございます。

最後に、その際、やはり大事なことは、メインバンクを初めとする金融機関の方々がこの制度をうまく使って、しっかり、そういうお困りの中小企業の方を支援させていただいて、危機が去り次第、通常の取引に戻すということなのかと思ってございます。

具体的な例をもう少し見ていただきますと、11ページでございしますが、左側は、これはテナントの内装とか外装をやっていた会社の方で、そこそこ成長途上にあっただすけれども、その元請であった大手の建設業者の方が倒産をして、売掛金が回収できず、手形の割引のほうでも影響を受けて、セーフティネット1号というのをを使ってようやくその不足する運転資金を調達できたという例でございします。

右側の例は、先ほどのサケ・マスでお困りの根室のお話でございしますが、この方は、水産加工ともちょっと遠い、魚を入れる箱みたいなものをつくっている会社でございましたが、その売り上げ低下を防ぐために、別の種類のお魚を入れるような箱をつくる、そういったための資金をこのセーフティネット保証の2号というものを使ってご用立ていただいたというものでございします。

12ページ、次のページ。これは直近のお話なので、少し臨場感を持ってお話しできますが、4月の20日に三菱自動車さんのほうで、軽自動車4車種について、燃費試験のやり方に不正があった。それに伴って、その軽自動車については、生産を全部とめ、販売もとめたということでございまして、特にこれを生産していた岡山の水島工場と、その周りの事業者の方、もう少し言うと、それだけじゃなくて、名古屋であるとか京都であるとか、あちこちに取引先の方がいらっしゃるの、その方々に影響があるということで、私どもも地元の金融機関、それから自治体とも連携をしながら状況調査いたしました。やはり一次サプライヤー、二次サプライヤー、三次サプライヤー、それからディーラーの方、やっぱり大きな影響があるということを確認しております。

実は、まだ生産再開の見通しが立ってございしません。国土交通省さんのほうでどういうことだったのかという試験をするのに6月いっぱいぐらいまでかかると言われ、そこまではどうしても普通生産できない。その後もどういう中で生産再開するのか、再開されたとして、なかなか風評被害的なものもあり、どうなるのかという状況でございましたので、これはやはり資金繰りについては、下の生声がいろいろありますけれども、だんだんと苦しくなるという話は、もう明々白々でございましたので、5月20日にセーフティ保証の2号ということで、100%別枠の保証を発動させていただきました。これは、できるだけ早くやって安心感を持っていただくということも大事だということで、大分急ぎ目にやった

つもりでございます。

次の13ページでございます。今度は話が少し変わりますけれども、セーフティネット保証の3号、4号ということで、事故とか災害系のお話でございます。制度は、これは昭和55年ごろに冷夏であったり豪雪であったり、そういうのがいろいろ続いたものですから、こういったものも要るんじゃないかということでやまして、最近では、少し摘要の仕方をできるだけ柔軟に、直ちに何かあれば始められるように、例えば災害救助法の適用があれば、自動的にやるとか、地方自治体からの要請を受けて柔軟にやるというふうに、少し制度も変えながらやってきておるところでございます。

「実施状況」とありますが、3号については余り実績が最近ないんですけれども、ナホトカ号の原油が流出して、それでお困りになった産業の方。それから、有明海で水門を閉鎖するというのがありましたけれども、あれによってノリが不作になったことに伴って、ノリ業界、船を出している方なんていうところの産業の方への対応ということでございました。

4号については、これはいわゆる災害でありますので、今現在発動中のものでも3つぐらいございまして、1つは大涌谷の火山噴火、それから去年の常総の豪雨、それと今の熊本地震。これは後ほど少し詳しく話しますが、こういったものが発動されております。

検討の視点としましては、これも先ほどと同じようなことですが、事故や自然災害、突発的かつ回避不可欠、それで復旧費用がかかる、それから間接的な取引の方も被害に遭い、風評被害もあるということでございますので、運転資金の調達、復旧支援の調達というのが必要な中で、金融機関さんはなかなか見通しが立たない、しかも面的に、全体にその地域が大変なことになっているということでございますので、そういったことを考え合わせますと、これについてもセーフティネット保証という機能をしっかり発動し、できるだけ早く発動し、やめるときは早くやめていくということは同じだと思っております。

次の14ページ、例を載せてございますが、左側は箱根の噴火活動の件で、少し最近始められた小さな旅館業というのが、プロパー融資で頑張っていたんですが、どうしてもお金が必要になって保証を使ったということが1つ目。右側でございますが、これは常総の災害、水害で、少し工場が浸水されまして、プレス加工していたそのプレスの機械が壊れちゃったものですから、それをそっくり入れかえるというのでお金がかかったという、これが保証が使われた例でございます。

次、15ページでございますが、これは熊本地震のお話でございます。前回、4月22日にこのワーキンググループを開催したときにも、なかなかこの話をやっておりましたけれども、この四角の中がございまして、熊本、それから大分の一部を中心に、直接的な損壊はもとより、それと取引をされていた方の間接被害、それから余震が続く中で観光客の方が来なくてキャンセルが続出しているという話、特に風評被害についても九州全県に被害が及んでおまして、特にこのゴールデンウィーク直前だったということで、その予約のキャンセルが相次ぎまして、足元の売り上げが急減しております。

それから、もうすぐ夏休みが来る中でここをどうするのか。この2つを逃すと、旅行業界にとっては1年の稼ぎどきを失ってしまうということでございます。こういう先行きの見えない中で、復旧費用、それから運転資金ということで、熊本については地震が起こった次の日には、このセーフティネット保証4号を発動いたしました。その他の件については、県知事からのそういった要請にお応えしまして、順次やってきている。あと、福岡を除き、今全部4号というのは発動しているところでございます。

きょう、くしくも熊本関係の補正予算というか、予備費というか、これを中小企業対策ということで発表させていただきまして、全部で650億ちょっとという中で、こういった保証のための財政支援のお金、あわせて政府系の金融機関、それからグループ補助金とかに加えて、例えば旅行の話であれば、これは観光庁のほうで要求されたプレミアムの旅行券を発行してみるんだとか、風評被害の防止のための発信、こういったものと政策をあわせて、こういった九州に対応していく中で、まずイの一番はお金をつなぐことということで、役割を早期に果たすということなんだと思っております。

それから、次、16ページでございまして、次は5号のお話をいたします。5号は、昭和48年ごろに高度成長期が終わってきたときに、産業構造の転換というのが叫ばれました。そういったときに、特定の業種ごとに別枠の保証可能として一時的な不況を乗り切ろう、事業転換を後押ししようという趣旨でできたものでございまして、現在、大体、業種全部で1,118ぐらいあるんですが、261が指定されていまして、四半期ごとに少し見直しをしております。

先ほど申しあげましたように、リーマンショック時には、これを、全業種指定をして対応していたということございまして、したがって、実施状況はちょっと今までのとは桁が違っていて、200万件で37兆ぐらい引き受けておりまして、代位弁済というのでも大きな数字になってございます。

検討の視点でございますが、5号は、これはやっぱり2つに分けて考える必要があると思っております。1つは従来型ということで、まさに今お話ししたような不況業種の話ということで、主要な原材料が減少した、もしくは需要が著しく減少している、こういった業種でございます。

もう1つは、いわゆるリーマンショックに代表される大規模な、面で、全体で来る大規模な経済危機ということでございまして、この前者の従来型というのは、下のほうから書いてございますが、この危機の特徴としては、こういう状況になれば過当競争が発生して値下げとかを生んで、赤字受注も常態化して、全体にその業者は資金繰りが困難になってくることは常でございまして、事業者の方については、一過性のものであればそれを耐え切るといことですが、なかなかそうでもないということになっていくのが多うございまして、そういう場合には、他社との差別化であるとか、それからもう少し業種転換をしていくとか、こういったことが重要になってくるわけでございます。

17ページにいまして、金融機関の目から見ますと、そういう状況の中では、融資先の

状況をよくモニタリングをされて、どれが売り上げが減っているのか、コストが高いのか、それとも何か金融上のものなのか。こういったことを含めて、経営悪化の兆しというのを察知して、経営改善を促していただくというのが、二人三脚でいていただくことが大事なんじゃないかというふうに思っています。

したがって、今申し上げましたようなことをやりながらやっていくということなんです。やや自然災害や経済危機そのものに比べると、少し突発性は低くて、金融機関もある程度正常に機能している状況なので、メインバンクさんの支援のもとで経営改善をどう進めていくかというのが、むしろ鍵になっているんじゃないかというケースでございます。

これとは対照的に、(2)のリーマンショックのほうは、これは世界的なものでもあり、信用不安やその消費マインドの落ち込みに急いで対応する、そこに信用を戻していくということでございますので、事業者の方は、どんな順調な経営をやっている、根こそぎ需要が落ちてだめというような状況でございましたので、そのリスクテイクをしっかり政府として、この保証という制度を使ってやっていくということだと思っております。ただし、これもそういう状況が終われば、直ちに引いていくということが大事だというのは、これまでと変わらない点だと思っております。

あとは、ずっと図が載っていますが、18ページはそのセーフティネット保証5号と全体、右側。全体の保証との、業種ごとの割合ですが、ここはやや満遍なく大体5号は使われているということかと思えます。

それから、19ページは業種ごとの指定の変遷ということで、一時期全体でしたということと、今261ですが、歴史的には100とか200とかいうぐらいで推移しているというのは、これまでの歴史全体でございました。

20ページはリーマンショック時に、やはり資金繰りD I とかがいかに急激に落ち込んで、それで戻る局面があったかというのを図示してございます。

21ページから少し事例を載せておりますが、まず従来型というほうで、21ページ左側でございますが、これは高性能な設備をうまく導入して、少し商売のやり口を変えることによってうまくいったというふうに、セーフティネット保証5号をうまく使ったケースでございます。

右側のほうは、業界全体がかなり仕入れ競争で激化していて、これは、他社さんはうまく切りかえをしたんだけど、この会社さんは、やや従来どおりやってしまって、それをややこの保証というのも使いながら続けていったために、残念ながら破産になってしまったというようなケースでございます。

次、22ページの左側は、これは前回もたしかお出ししたような資料だと思いますが、これは事務機器の卸販売業の方でございますが、なかなか全体に商売がつかなくなってくる中で、保証のついている債権、それから政府系金融機関に気づけばほとんどなっていて、ややメインバンクというのがわからなくなる中で、条件変更を続け、リスクを続けているよ

うな格好になってしまっているというものでございます。

それから、次、22ページの右側でございますが、これは今度、従来型ではなくてリーマンショックのときのお話で、いわゆる自動車の部品をつくっている方で、よくあるケースですが、一生懸命設備を更新した、これから行こうというときにリーマンが起こって、受注が大きく減少して、これまではプロパーだけでやってきたんですが、なかなかそれでは原価もやっていけないということで、保証つきをうまく使ってしのいだというような例でございます。

次の23ページは、同じようにプラスチックの部材の開発をやっていたところでございますが、なかなか従来の銀行さんだけではリーマンショック時、耐えられなくて、もう少し別の地元の金融機関さんが出てきて、その技術の高さを評価して、保証強化へと、一斉のせの協調で、こういうのを少し資金の手当てをして助けたというようなことでございます。

23ページの右側は、これはやや、実質は人件費が高騰しているという業界構造の中で、なかなか商売がうまくいかないという状況だったんですけれども、ちょうどリーマンショック時であったこともあり、なかなか業態転換なり商売のやり方を変えるというのができなくて、これは残念ながら倒産ということになってしまったというような例でございます。

もう少し。24ページでございますけれども、今度はセーフティネット保証6号ということでありまして、これは金融機関が破綻された場合ということで、金融システム不安が平成9年、10年にあったときにできたものでございまして、最近実績が少ないんですが、かつては信組さんとか、そういうところがなかなか破綻された場合に使われておりました。直近では、日本振興銀行さんが22年に破綻されたときに対応ということになってございます。これも、要は事業者さんの倒産と似たようなものでございますので、突発的帰責性なしということでございますので、ふだんから取引関係がない金融機関に移らざるを得ないという中で、これは一定程度、セーフティネット保証というのは必要だろうというふうに思っております。

25ページ。全体を今見てきましたけれども、これをラップアップする形でつけてございますけれども、いろいろな種類があったんですけれども、数字だけ見ると、やっぱり5号の不況業種のところが圧倒的な数でございまして、それは利用実績、代位弁済、保険収支も含めて、この辺のところをどう考えていくのかというのは、大事な点になってくるということでございます。

26ページであります。これは前回、以前もお出ししましたけれども、100%保証と責任共有がある制度では、その事故率と言いますか、代位弁済率というのはやっぱり違うんですというような図でございます。

あと、27、28はご参考までにつけておりますので、少し長くなりましたが、私の説明は以上といたします。

○村本座長 ありがとうございます。

セーフティネットについては、さまざまな類型があるというお話でした。昨今でも災害

等で大いに活用されているというところですね。問題は、これは中間取りまとめのところでも見てきたわけですが、5号のところ、このところがいろいろ問題をはらんでいるねというところで、前回の整理では、そういうようなところでも、今のレジユメの8ページあたり、あるいはその前の6ページあたりにもありましたけれども、リーマンのような大きなグローバルマクロショックがあったようなケースと、それ以外の本来的な不況業種というのは、やっぱり分けて議論すべきだよねというところが、一応の到達点であったわけですが、そういうことを踏まえて深掘りしなければいけないねというのが、きょうの問題提起ではなかったかと思います。

それでは、例によりまして、ご意見を賜りたいと思いますので、これもまた申しわけございませんけれども、河原さんから順番にお願いいたします。

○河原委員 いつも最初にお話しさせていただきまして、ありがとうございます。改めまして、河原でございます。よろしくお願いいたします。

事業者にとって、突発的な事態、機動性に乏しい事象に対して、機動的に金融支援できる機能というのは、やはり、今回の熊本にございますように、大規模な自然災害や、世界的な経済危機に対して、迅速に応急措置をとるというのは、極めて重要な機能を有しているという認識は、この場で何回もご説明いただき、十分理解したつもりであります。特に、15ページで、今回、熊本大地震におかれましては、震源地の地域だけではなく、影響のある地域に機動的に対応されたというご報告、今日ここでセーフティネット機能を議論するのに、まさによいタイミングではないのかと思います。

それで、本日の資料を見ておまして、4ページで1号から6号、今、課長から丁寧に説明ございましたが、できればこの見直しのときに、この番号も整理されたらよろしいのではないのかと思います。

例えば、人間が対応できないような自然災害は1号として、社会全体的な問題、例えば世界的な経済危機に対しては2号とする。そして、業界特有の問題、例えば大規模企業の大幅な生産縮小とか、大型倒産はまとめて3号とする。そうすると、3号まとめたことで、今後、新たな、似たような事象、例えば法規制による既存の経営に甚大な影響を与える事象が発生したときも、瞬時にセーフティネットの対応が可能となるのではないのかとも思います。

そして、最後に、今ございます金融機関側の問題である6号を4号として、ここには書いてございませんが、7号、8号を5号、6号としていくというのもいいのではないのかと、一案としてご提案させていただきまします。

形式的なお話はここまでとして、本日は私のほうからは、5号、不況業種について、実質的な意見を申し上げたいと思います。

急激な現象の初期に一次的にセーフティネットで支える現在の仕組みは、今後も大切にあってほしいとは思いますが。社会全体的な問題である、ただ、経済危機と業界特有の起因する不況業種、ここでまとめている、性質が異なるのを入れているということ自体、やは

り16ページの資料を見ても、これは分けて整理していただきたいと思います。

副作用のお話もございましたとおり、需要のない市場にいつまでもいても、これは先行きがありません。企業は継続企業として、持続的な発展のために情報を分析し、危機の実証が一過性でないかどうか判断すべきであります。その判断ができる仕組みが、この制度の中に組み込まれると、低迷している企業をもっと救えるのではないのでしょうか。例えば、不況業種として指定された場合には、貸付の際に、金融支援とともに、貸付後半年以内に、何か経営支援の同時提供をすることを金融機関にお願いするとか、何かセットで支援することで回復が早くなる。すなわち、金融機関は支援機関と協力して経営改善を必ずアドバイスするという必須条件を設けるのはいかがでしょうか。

そして、一方、企業側も、借入先である金融機関への情報開示というのは、税務申告のためではなく、適正な会計に基づく決算書の開示をすることで、双方にとってよい経営改善が策定できると思います。

上場会社が証券市場で情報開示しているレベルとは違いますが、中小企業は、やはり借入市場で開示すること、私は今後、丁寧にここは進めていく必要があると思います。資料21の事例の左側の事例ですと、金融機関がきちんと面倒を見てくださって、経営改善の計画の策定をして、徐々に回復されたという、これ、まさしくよい事例だと思います。一方、右側は、全く何もしなかったような、取り組むべきところに取り組まずに、問題を先延ばしにしたのか、結局、代位弁済に至ってしまった。残念な事例と言ってしまうと本当に人ごとですが、これはまさに大変なことです。ここはもっとみんなが積極的に関与するような仕組みになってほしいと思います。これは一企業だけの問題ではなく、結果、気づいたら、その地域の経済に大きな影響を与えるような傷を残してしまうことになるかもしれません。

初めに申し上げたことですが、事業者にとって突発的な事態で、帰属的に乏しい事象に対して、機動的に金融支援できる機能がセーフティネットです。社会環境の変化に対応しない企業をセーフティネットで守ってしまっていて、経営改善計画という対処法があったのに、適時に改善できたかもしれないのに、先延ばしにしたことで、結局、治る病気が治らなかつた。最悪、命まで奪われてしまう恐ろしい事態を招いているようにも思えます。セーフティネットは、助けるべく企業を瞬時に助ける制度として維持される機能として、100%保証を今後も有効に活用していただきたいと思います。

以上でございます。

○小林委員 弁護士の小林信明でございます。詳細なご説明、どうもありがとうございました。

私の、ご説明あるいは資料を見た感想は、ほぼ河原先生のご意見と似ているところですが、普遍、重複する部分もあるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

セーフティネット制度というのは、非常に重要だ、社会的に重要な機能を果たしている、そういうことはそのとおりだと思います。事業者にとって予測が困難な、突発性のある、

そして帰責性のない事態に陥って資金がとまる。そういった事態を避けて、事業を継続して、将来の事業継続、そして地域の活性化を図る、非常にいい制度であろうというふうに思います。

ただ、それが例外的な、自由経済の中ではやっぱり例外的な処置だということもまた忘れてはならないということだと思いますので、危機時期が去った場合には正常に戻す努力をしなければならない、これもまた当然のことだというふうに思います。

わかりやすいというか、整理しやすいのは、災害とか事故等については、熊本地震もそうなんですけれども、予測困難だし、帰責性もないし、突発性のあることだし、そして災害等がおさまれば正常な状態に戻るという一過性の問題もあるので、セーフティネットがまさしく適用される事態でして、今回も早急に、迅速に対応なされたことについては、敬意を表したいというふうには思います。

他方で、経済環境による影響の場合には、自然災害等と違って、やはり検証というか、じっくり考えなければいけない問題もあろう。それはどうしてかと言うと、やっぱり自由主義経済では、ビジネスをやっていると、不況やビジネス上のリスクがある中で、それは企業が吸収すべき問題と、社会的にこれはセーフティネットを使って保護する場合と、どういうふうに切り分けるのかという視点が必要だろう。そこで、先ほどの自然災害に類似的なことで申し上げると、やはり突発性のあって帰責性がない事態がそれに当たるだろう。あるいは、一過性のものというものであれば、それに対してセーフティネットを使って輸血をして、資金、お金、血液がとまらないようにして事業継続を図って、一過性のものがなくなれば正常に戻すというのもわかるというところで、号数で言うと、1号であるとか6号であるとかいうのは理解しやすいところがある。

ただ、5号の不況業種はどうなんだろう。通常のビジネス社会のもとで受け入れなければならないものと、やっぱりセーフティネットを使って保護しなければならないものとの切り分けが十分できているのかどうかというのは、やはり検証し続けていかなければならないことだというふうに思います。特に従来型とリーマンショックのようなものとに分けられるとなると、リーマンショックのような場合も一時的なもので、突発性のあるものだということの整理の方向が、整理しやすい部分だと思いますけれども、従来型の場合の不況業種型、これはどういうふうに整理するのか、なかなか難しいというふうに思います。本当に予測が困難で突発性だったのか、帰責性がないのかという問題に加えて、一過性なのかどうかという問題もあって、それがずっと続いているようであれば、もはやその不況業種の中でビジネス的に経営を改善して事業を続けていくのか、その事業から撤退をするのか、そういった決断をしなければならないというのが、経済の大原則だという側面もあるので、これについては注意深く見なければならない。

ですから、この不正業種の指定についても十分、その辺の観点から検討しなければならないですし、指定された後でも河原先生と同じような意見なんですけれども、モニタリングをして、お金が入っているということに漫然と甘えて、事業者も金融機関も甘えて何も

していないというようなことになると、この制度はかえって金融機関にとっても事業者にとってもマイナスに働く。本来、事業改善するきっかけを、意欲を失ってしまうということにもなりかねませんので、モニタリングをして、本当に経営努力をしているのかどうか、経営改善をしているのかどうか、あるいは業種の転化をしているのかどうか。そういう努力を見続ける必要があって、もしそういうのをしないのであれば、それはもう業種を取り消して、融資の続行をしないというような方向での検討が必要になるだろうというように思います。

特に5号については、残高も非常に大きくて、代位弁済額も非常に多いということなので、この部分をもう少し合理的にすれば、本当にセーフティネットが必要な場合に、もっとより厚い保護ができることにもなるという意味でも、このセーフティネットを充実するためには、この5号の再検討が必要なのではないかなというふうには思いました。

それから、利用事例として挙げられている21ページ以下を見ていたら、何かプロパー融資があって、それがセーフティネットの保証がなされて、倒産した段階ではプロパー融資がなくなっているというような事案もある。これはどういうふうに見るのかというのがわからないですけども、1つの、ぱっと見た印象で言うと、じゃあ、プロパー融資した金融機関は、セーフティネットを利用して、自分だけは債権回収を図ってしまったということでもあるわけ、結果論としてはそういう結果ではあるわけですよ。それが、もし意図的にやっていたとすると、セーフティネット保証の本当に制度を悪用した事案だというふうにも思いますし、意図的でなくても、セーフティネットが使われたということ踏まえれば、プロパー融資をしている金融機関もあわせて、先ほどのモニタリング等をして、経営改善や業種の転換を図るように、プロパーの融資をしている金融機関もその努力をし続ける、しなければならぬ事態である、そういうふうには思っております、それがもし十分なされていないのであれば、非常に残念だなというふうには感じました。

以上でございます。

○村本座長 お問い合わせします。どうぞ。

○三神委員 三神と申します。よろしくお問い合わせします。

20ページ台に事例が幾つか載っているのですが、こちら、いずれも再生に要した期間、あるいは破綻するという決断に至った期間が、いずれも載っていないものですから、どの時点で引き上げるかという判断をするときには、どうしても業界ごと、あるいは要因ごとに、どのくらいの期間がかかったのか、その要因分析が伴わないと、なかなかこれは、答えが出しづらいかなという印象を持っております。

ただ、災害に関しては、東北の事例ですとか、私が知っている範囲でざっと見た目安で言いますと、まず、いわゆる啓開道路ができるのに、日本だと1日で、段差を埋めるレベルの道路が開通するのが4日と1週間かからない。あとは、1カ月以内にインフラ系ですね、電気、ガス、水道、何とか回復してくる。そして、ある程度、ふだんからリスク管理能力と言いますか、リスクヘッジを考えておられる方々ですと、製造業でも半年で戻すと

いうことは、経営者の方々、ティアスリーぐらいでもおっしゃっているんですね。そして、不動産価格も、これは阪神・淡路のときも、前もお話したのですが、東北の大震災のときにも、半年で不動産価格も戻ってきます。

その他の業種に関しては、おおむね1年で何となく目鼻がついてきて、ただ、ネックが風評被害なのですが、これはどうも日本の場合だと、前にもちょっとお話しいたしましたが、災害の名称がどうつくかという、名称がたまたま厳密な地名じゃない、大きな区分でついてしまって、それが報道されるので、どうしても地域ブロック単位で判断されてしまうという、ここは対策を練っておく必要があるでしょうし、それともう1つは、メディアに対する、これは自主基準を設けるように、多分きちんと調整をしていく必要があると思うのですが、より悲惨に見えるところだけクローズアップをして、回復度合いがいかほどなのかという全体像の進捗度合いを報じるということがなされていないような印象を受けております。

この点は、例えばブロック単位で、九州などはそうは言っても、テレビ局だけでもブロック単位の横連携というのを災害時で協定ができていると思うのですけれども、それと全国ネットとの協調と言いますか、ここを何らかの形で、ちょっと省庁が違うかもしれませんが、きちんとやっていかないと、風評被害がいつまでもずるずる続く。

そして、一番典型的に風評被害が続きやすい観光に関しては、私が福島で何った範囲では、福島県でも3年くらいから割と戻ってきている気がしますよというお声を聞いておまして、それを考えると、製造業で考えると、製薬業界以外は開発サイクルが5年なんですね。ですから、何らかの形でどんと保証を出して、次の開発サイクルには、ぴたり5年後というターゲットで合わせて、何とかそれでやっていくという基準で考えたときに、これを超えて8年、10年出すというのはいかかなものかなということ、ちょっと、本当にざくっとした私の知っている範囲の感覚ですが、災害についても、ちょっとそれはどうかなと思っております。

次に、不況業種ですけれども、これについては、経営力を強化していくという別の産業構造審議会ですとか、産業構造の転換策との連動が必要であろうと思っておまして、たびたび申し上げるドイツの例ですけれども、例えば石炭なんかで食べていた州の場合は、石炭というか厳密には泥からとるような泥炭ですけれども、そういったところは、新業界をつくるための政策がずっと何本か打ち手で、これは、産業がじわじわ育ってくると、次の打ち手のS字カーブがどんどん出てきていくような形になるんですが、不況業種で下がっていくものを、上がってきたところでどう乗り移らせるかという、ここをつなぐ役回りをする、そういった小さな機関のようなものがあって、どうも日本は金融機関がこれやるわけでもなければ、金融機関の場合は基本的には過去の本業で何とかということをやるのが、多分主なアプローチだと思うのですけれども、実際、どんなことが起こり得るかと言うと、たびたびこれもお話ししているんですが、例えば単なる窓枠のメンテをしておられたところが省エネコンサルに脱皮をしていくとか、これはいきなり100%は無理なので、

まずは売り上げの10%ぐらいはここで仕事をとれるように頑張りましょうねということで、できそうな領域を横展開していくのを探すのですね。

日本でも、例えば運送業者さんですが、デコトラが得意な、デコトラというのがありますけれども、そういった技術を持たれている方が、介護用具の輸送というか、そちらに脱皮するという例もありますし、あとは、プールの中のポンプをつくっていたけれども、ドイツも少子化、日本ほどではないですけれども、そんなに子供のプールをつくる時代でもなくなってどうでしょうみたいなことになったら、これはじわじわと地熱発電の会社に転換をし。あと、こういったものが、あと日本だとガソリンスタンドなんかも、いわゆる資源リサイクルの宅配業者と一緒にあって、ご家庭で出たリサイクル可能な資源をその汚れになれている業種なので、回収スポットにするという。あとは、新しいタイプのエネルギーに関して何かしらの拠点にするようなことをやっていらっしゃる四国の会社さんもありますし、どうもこの、こういったもうちょっと未来のあるアプローチと言いますか、売り上げの構成比をどのように変えていくんだということをつなぐ役回りを、金融機関が担えれば一番いいと思いますが、恐らくは、これはそれぞれの自治体の強化していく新産業で、どんな補助金ととれるかとか、こういったものと連動していかなければならない領域だと思うんです。中小企業庁でも、経営力を強化するときに、いわゆる申請書の書き方をバックアップするところは支援機関として図に書いていらっしゃると思うんですが、コンサルなどを入れる領域は推進機関というふうに書いておられたんだと思います。ここについては、特に不況業種に関しては構造転換策をどのようにやっていくかという、ここの役回りも具体的に何かしらの文言で入れていくということによって、ここの不況業種の保証を縮めていく根拠立てができるのではないかというふうに思いました。

それと、この不況業種の転換と、先ほどの自然災害由来、あるいは経済的な危機の由来で、5年もしくは業種などに鑑みて、多少それをオーバーしてなお難しいようでしたら、これはやっぱりM&Aに持っていくというアドバイス、これはもしかすると現場の感覚からは遠いかもしれないのですが、経営者の年齢によっては、こういった新しいところに脱皮ということが、余り現実的に考えておられないケースがあり得るので、これは一定の年齢の経営者の場合は、積極的にもうMAしたほうが、今売ったほうが高く売れますよということをもって、より積極的な、これはブロック内かもしれませんし、より近い業種ということかもしれませんし、もしかすると最初に提携という形でお話を持っていったらいいのかもかもしれませんし、こういったやり方が非常に、ある程度目安として、ずるずる保証に頼るということではなくて、もうこのタイミングだとこういう道筋に行きましょうという、そういった持っていき方が非常に重要ではないかと感じております。

それと、建設業に関しては、どうも資料を拝見すると2020年以降が大変恐ろしいなという気が正直なところいたしました。前の東京オリンピックのときも相当なことが起きたというような記載がありまして。ちょっとこれは、私、建設業の国際比較をやったことがなくて、どのように諸外国、日本の場合、どうしても自信があるので津々浦々、中小・零細

をあえて残しておくという大義名分ももちろんあった上で、一方で、非常に下請という言葉が、私はちょっと個人的には非常におかしいと思っているんですけども、不況期に普通の、例えば企業内であれば、コンセンサスを得るのに上からお給料のカットをしていくんですね、外国の場合は。というのは、現場が動いてくれないと回らないからなんです。あと、コンセンサスが得られないですし、不正が起きるのを防ぐためには、これは業界内ではどうしても日本の場合、なぜか現場で実際動いている方に全部しわ寄せがいて、特に建設業の場合は、一番下の非常に不安定な雇用で、生涯ご家庭も持てないであろうという暮らしを余儀なくされている方のところで、上の大手が自分たちの生活の安定性を、彼らをバッファーに使うことで何か守っているというような構造になっているんですが、これはちょっと、建設業の構造の問題と言ってしまうと大きいんですが、ちょっとこれは諸外国の場合はどうなっているのかなということと、それを鑑みて、日本の地震リスクを見て、その上で、これがずっと保証を出し続けていい業種ということに捉えていいのだろうか。これも、ですから構造の転換とかかわってくることだと思うんですが、というようなことを感じております。

ただ、一般的には、大きな衝撃波が起きたときには、直後についてはパニック防止という意味でお金を出す意味はあると思いますが、この時限をどう考えるかというところは、先ほど申し上げたような、何かしらの目安、コンセンサスを得ておく必要があるかと思えます。

ひとまず、すみません。長くなりましたが、以上です。

○家森委員 神戸大学の家森です。

世界を見ると、100%保証というのはほとんどなくて、例外的な取り扱いである。リーマンショックがあったりするときにも、日本と韓国はこの信用保証をすごく使いました。他国でも使っていますが、100%保証をこれだけ活用している国というのはないということで、世界的に言ったら例外的ではありますが、過去の我が国の経済の状況とか、経験ということからすると、直ちにこのセーフティネットに関しての現状を大きく変えるというのは、なかなか難しいんだろうなというふうに思っております。

それで、いただいた資料の9ページの⑥ですけれども、⑥のところでも効果もある、でも副作用もあるということで、結局このため、個別の制度ごとに危機の性質を精査し、効果と副作用のバランスを検証の上、保証枠、保証割合、措置の終了等について、必要な場合には見直しを行うべきではないかというのは、私はそのとおりであろうと思っております。

そうした場合には、見直す前提というのが検証を行うということに、効果と副作用のバランスを検証するというわけで、実際、じゃあ、まず効果や副作用をどういうふうな形で検証するのかというのがこれからの課題であろうと思えます。

例えばどんなものを見るかということですが、例えばここでは図の2というのがすぐ下に挙がってしまっていて、これを見ると、見方としては青色というのは情報遷移をしているので、22年度に一度条件変更を受けた方々が26年までかけると、少し、半分以上の会社、6

割ぐらいの会社では、情報遷移しているという、こういうふうな数字に出ていますが、これはマクロの経済環境がよくなってこうなっている可能性があって、この制度を利用したことによる効果は見られていないわけです。もしかしたら、制度を利用していなく、ちゃんともっと規律がついていれば8割までいっていたものが6割だったということかもしれないということなので、例えばこれを検証するということになる、この数字だけではとても検証ができていないというふうに思いました。

それで、それからこの後のほうにも続いていきますが、このページを見ていただいているのですが、⑤の上のところの3行目のところで、100%保証のもとで複数行が関与している場合には、メインバンクとしての機能が不明確となり、より経営改善が進められにくくなったといった実態もあるという、こういうご指摘がありますが、後のほうの事例の説明で、例えば21ページや22ページは確かにそういう事例に相当するわけですが、逆に23ページの左側の事例は、もともとのプロパーで課した金融機関と違うところが入ってきているという意味では、複数化したことで、もともとの人がだらしなかったからいい人が来てくれてよくなったという事例もあるように理解できるわけです。

そうすると、全ての社会科学なので、必ずこちらになるというようなことはないにしても、もう少し確率的な話として、複数になると後の処理がうまくいかないんだということについては、この3つの事例だと3分の2の確率なんですけれども、もっと多くの係数で議論をできるようにしていくと、この効果と副作用のバランスの検証という点に役に立つのではないかというのが、この9ページのところで思いました。

次に、16ページの「セーフティネット保証5号」のところにもう少し議論をしたいと思うんですけれども、ほかのセーフティネットの1から4、それから6については、比較的規模も小さいし、帰責性というような観点からも、かなり多くの国民が、100%保証が必要かどうかというところでは議論があるかもしれませんが、特別に応援をしたいなと思っていらっしゃるということは想像に難くないところであります。このセーフティネット保証5号は、ただ規模が大きい。ここの資料で言うと、この10年ほどの間で1兆3,000億円の保険収支の赤字が出ている。例えばこれだけを見ても、ここをどう考えるかということが非常に大きな問題になるんだろうなというふうに私も考えております。ほかの先生方も、皆さんここを議論されていますが、私もここを議論させていただきます。

この場合も、前回も少し申し上げましたが、この信用保証制度の評価をするときに、もちろん赤字である、収支が赤字になるということは、その分、国民の負担がふえているわけで、問題ではあるんですけれども、逆に助かった企業がどんなふうなパフォーマンスがあったかということも同時に評価をしないと、先ほどのバランスの評価を検証することにならないのではないかと思います。もし、単に赤字だけということなら、何もしいというのが少なくともゼロになるので、いいわけなんですけれども、やっぱりこれだけの政策コストはかかるけれども、これだけの企業が成長しましたというようなことが出てくれば、この効果、その上でこれを評価することになるのではないかと思います。

すので、先ほどのデータという点で言うと、この5号を受けた企業についてどのような実態だったかということ詳しく調べる必要があるのではないかと思います。

例えば、今、5号を受けている会社が10年前も5号を受けていました。その間ずっと受けていたんですというようなので、構造的ではあるけれども、もう慢性的に受けているというのは、若干ここのご説明であった、そもそもこの制度をつくったころの業種転換を図るとか、一時的な不況の対応をするというのとは、趣旨が違っている利用の仕方というふうに直感的に見えますので、例えばそういうような企業はどの程度あるんだろうかというのは、きょうの資料ではわからないので、を例えば調べていただくとありがたいというふうに思いました。

それから、従来は多分、この制度が入れられたころは、まだ日本経済が上向きに上がっていき力があるときでしたので、業績が悪い、不況業種だということにしても、これはやがてマクロで追い風が吹いてくるので、好況に戻って、自然に回復できるというような絵を描くことは可能だったと思うんですけれども、現在の日本ではそういうような恵まれた状況ではないという認識を私はしております。

これまでの先生方と、その点でも同じだと思うんですけれども、そうすると、この会社方を業種転換をしていくということは、また言葉を変えれば、構造改革をこの会社が進めていくわけなので、それを実際にどのように進められているのかという点です。さっきの5号の会社の利用状況とともに、金融機関の支援の状況であるとか、保証協会の支援の状況であるとか、それから企業自身の改革のご努力、あるいは商工団体様の支援の状況等、こういう5号の方々というのは誰が見ても不況で苦しんでおられる会社だといった、デフィニションしているわけなので、それに対して皆さん方がどんなような支援を今されているのか。それによってうまくいっているような事例、金融機関の取り組みや連合会の取り組みや商工団体さんの取り組みがあれば、それを今度は全国展開していくことも、今後、考えていけるのではないだろうかというふうに思ひまして、この5号の利用企業の実態について、特にデータの検証というところで、これから中小企業庁さんのほうでよく調べていただくとありがたいというふうに思った次第です。

以上です。

○村本座長 ありがとうございます。

ただいまのご発言について、事務局から何か補足説明があれば、どうぞ。

○小林金融課長 いただいた意見、どれもごもつともだなと。ありがとうございます。ちょっとデータには、最後、家森先生が言われたようなところは少し努力をしてみたいと思いますが、とりあえず、きょうは垣間見ているところを書かせていただいております。

それから、最初に河原先生からいただいた、号の番号をどうするかとか、そういうのも確かにそうだなと思ってございますし、あとは経営のご支援みたいなものを少し金融機関にお願いをしながらというような話、そういったことも、どういうやり方でそういうものが所与できるようになるのかというのは、もう少し考えていかなければいけないかなとい

うふうに思っております。

とりあえず以上です。

○村本座長 ありがとうございます。

5号の話は、多分これ、もともとの信用保険法の中に号がずっと出てきて、それがそのまま並べられているからだろうと思いますので、それは法律をちょろっといじくってもらえばいいという話なんだろうと思いますけれども、やっぱり先生方がおっしゃいましたように、セーフティネット5号というのは、やはり規模も大きく、実は、最初の定義のところで、石油ショックでしたか、それで構造転換しなきゃいけないというようなところの話が一方であり、なおかつ、それが使っていく過程でどうもそうでないものも全部ここで処理してしまおうというような感じで使われるというのが、多分サプライム、リーマンあたりにあったのかなということで、逆に言うと、法律的に言うと便利な条文だったのかなという感じがしますから、このところはやはり各委員がおっしゃられたように、さまざまな整理をしなきゃいけないのかなという印象は感じております。

とりわけ、もし不況業種というものの中で、先ほど来、空洞になっておりますような大きなグローバルショックがあったというようなことであれば、これはもう別な号でもいいんじゃないかという感じすらするわけで、その辺の整理は非常に重要なかなという感じですね。

それから、特におっしゃられましたモニタリングと言いましょうか、どうしてもその間にどのような経営支援するかというのは、これはペーパーにも書かれていますけれども、非常に重要な論点になっていくのではないかなというので、ぜひ受けとめていただければありがたいと思っています。

業種指定というのは非常に難しく、ある地域ではとてもいいパフォーマンスを持っている業種が、ある地域ではよろしくないというようなことが起こり得るわけですね。例えば今治でタオルが非常によろしいけれども、ほかの地域のタオルはよろしくない。そうすると、それを業種指定するかしないかというのは、実に、多分、現場は混乱しているんじゃないかと思えますけれども、そうすると、業種だけではなくて、地域指定をするとか、さまざまな問題が出てきてしまうので、そういうやり方でこのような問題を整理するのがいいかどうかというようなこともあるのかなと思っておりますが、これは引き続きご検討いただきたいと思えます。

それでは、いつものようにオブザーバーからもご発言いただきたいと思えます。特にご意見がなければ飛ばしても結構ですけれども、それでは、全銀協さんからお願いいたします。

○福田三菱東京UFJ銀行融資部副部長 きょうは参加ありがとうございます。全銀協三菱東京UFJ銀行の福田と申します。よろしくお願いいたします。

感想とそれから要望ということで、各意見、お話しさせていただきますと、これまでのセーフティネットという部分に関しましては、殊、外部環境に影響を受けやすい中小零細

事業者、これの直接的な要因悪化、これに伴う、要はセーフティネットであったというふうに理解しております。ただ、足元は、場感といたしましてはグローバル化の進展、これに伴いまして、むしろ直接的というよりも海外発で、自社での帰責性がない、突発的な、間接的な要因、これに伴う経営環境の悪化、この比重というのがじりじりとふえてきているかなというふうに考えております。その観点からでも、こういった議論、セーフティネットの事前の張り方、見直しという部分に関しては、方向性はよろしいかなというふうに考えております。これは感想です。

それから、要望としてあえて申し上げますと、シンプルでわかりやすい仕組みを我々金融機関、実務に携わる人間からしますと、ぜひこのところはお願したいなというふうに考えております。

私からは以上です。

○前原横浜銀行執行役員リスク統括部長 地方銀行協会の横浜銀行の前原と申します。本日はどうもありがとうございました。

感想的になりますけれども、このセーフティネットについては、ここに書いてあるとおりだろうなということで拝見いたしました。リーマンショックのときには、あれだけ多くのいろいろな業種で、今まで経験したことのないような売上げの急減がありました。これが果たしてどこまで続くのかと、お客さんも、金融機関も不安になりながらやっている中で、このセーフティネットの全業種指定は非常に、お互いにとってありがたかったと思っています。

ただ、先生方から何度も出ていますとおり、これはあくまで緊急避難的な、一時的なものだという認識を、金融機関、それから事業者の方もしっかり持っていく必要があります。お金の面が心配なくなれば、経営者の方は経営の立て直しに頭が向きますから、そういったことを強く思いながら、やはり金融機関が経営の立て直しに力をもっと入れなくてははいけません。保証協会の方とも連携をしながらやっていかなくてはならないのだろうなと思いました。

本日はどうもありがとうございました。

○栗尾北洋銀行融資企画部長 第二地方銀行協会、北洋銀行の栗尾でございます。きょうはありがとうございました。

金融機関の現場としまして、セーフティネット保証5号の果たした役割というのは、いろいろと副作用的なものを内包するということもあるのかもしれませんが、極めて大きなものであったのではないかというふうに感じております。これまでの議論の中で、不況業種もしくは一時的な経済危機なのかというようなキーワードで考えるということは理解できるものでございます。ただ、実際、実務的なところも含めまして、そのあたりの区別がつかない、つきにくいケースも中にはあるのかなとも思いながら聞いておりました。そのあたり、利用者、利用する中小事業者の方々からも理解しやすいような、そういった議論がなされればいいなというふうに感じております。

以上でございます。

○齋藤朝日信用金庫融資管理部長 全信協、朝日信用金庫の齋藤です。よろしくお願ひします。

私のほうから、現状と要望についてお話しさせていただきたいんですが、信用金庫の現場では、地元の町工場ですとか、商店などを営む小規模事業者に対しまして、日々受注の状況ですとか入金予定を資金繰りに合わせて細かく確認して、プロパーと保証付融資を組み合わせて円滑な資金供給に努めているという日々を過ごしております。

12月のプレゼンの際にもお話しさせていただきましたけれども、どんなに丁寧に経営支援を行いましても、小規模事業者の場合には、経営体力ですとか資金余力というのがどうしても乏しいので、仕入れ値の高騰ですとか、それから受注の大幅な減少ですとか、場合によっては大きな不良品を出したり、裁判に巻き込まれているといった突発的な要因で、すぐに経営危機を迎えてしまうということが多々あります。

こうした小規模事業者の経営改善を支えるために、例えば製品改良ですとか新商品の開拓資金ですとか、場合によっては新規受注獲得のための活動資金ですとか、その間の従業員の給料についてまで資金供給に努めています。

そうした資金は、業種とか企業によってももちろん異なりますけれども、例えばですが、プラスチック製品などの製造業ですと、三、四千万。かばんですとか袋ものなどの卸売業でも二、三千万。印刷業なら四、五千万という規模で、必要になることはざらにあります。

しかしながら、一方で、小規模事業者の事業は薄利なものが多いので、商品開発をしてもすぐに成功するかどうかということにはわかりません。こうした資金供給は、回収に長期間を要しますので、どうしてもリスクが高くなってしまいます。

我々の使命としましては、こうした地域経済を支えている小規模事業者を支えることが使命ですので、リスクを丸投げにするようなことはなく、プロパー資金でリスクをとって、最大限に事業者の経営を支えているつもりです。

とはいえ、一方で、信用金庫のリスク許容量というのは、どうしても限界がありますので、保証協会さんの保証機能というのは極めて重要であって、適切にリスクを分担しながら支えていっているというのが実態であります。

これまでの議論からしますと、セーフティネット保証の何らかの見直しということが行われると思いますけれども、その内容によっては、個別の小規模事業者の資金繰りの影響を与えることだけではなくて、信用金庫のポートフォリオ全体のバランスが崩れてしまって、エリア内の小規模事業者全体の資金供給のあり方にも大きく影響を与えてしまう恐れがあります。前回の会合でも、小口零細企業保証の限度額2,000万円の拡大というのを要望させていただきましたが、議論に当たりましては、こうした小規模事業者への融資の実態ですとか、国が推進しております地方創生並びに小規模企業振興基本法の趣旨を十分踏まえていただいて、今後、ご検討いただければと思います。

以上です。

○奥川茨城県信用組合理事 全国信用組合中央協会、奥川でございます。本日はどうもありがとうございます。

セーフティネットの機能のあり方についての意見でございます。

経済危機時、あるいは自然災害時におきまして迅速な資金供給を行うために、セーフティネットの機能の100%保証は非常に有効な制度と、重要な役割と認識をしております。本日の資料にもございますが、平成27年、昨年9月に発生しました茨城県常総市の豪雨災害に伴う緊急融資については、当組合のほうで、平成27年10月から28年3月までに162件の対応を行いました。セーフティネットの4号の発動により、迅速かつ効果的な資金供給を行うことができたことと認識をしておる次第でございます。よって、今後もこの機能については議論を進める中でも手厚く願いたいと考えております。

それから、危機が過ぎ去ったかどうかの判断でございますが、その後は丁寧に行うことが必要と考えております。一律に期間で区切るのではなく、事業規模に応じた取り扱いも有効と思われれます。

信用組合業界の取引先であります持続的発展企業につきましては、経営基盤が脆弱でありまして、経済の危機や自然災害の影響を大きく受けやすく、復興や再建にも多くの時間を費やします。そのため、事業規模を考慮した判断にすることも1つには合理的なのではないかと思えます。

セーフティネットの5号でございます。その重要性から100%とすべきと思っております。また、不況業種の見直しを行う際には、多面的なデータ検証等、丁寧な議論が必要と考えております。

最後に、地域金融機関としまして、取引先企業の経営支援により、セーフティネットにより副作用の防止、解消に努めていきたいとも考えております。

以上でございます。

○村本座長 ありがとうございます。

それでは、また知事会の方から順繰りに、ご意見がございましたらご発言ください。

○竹花北海道金融担当課長 全国知事会北海道庁の竹花と申します。本日はどうもありがとうございます。

まず、きょういろいろ皆様のご議論をお伺いしておりまして、私も感じているところではございますけれども、中小企業の資金調達におけるセーフティネット保証ということについては、非常に大きな役割を果たしてきて、今後も必要だというふうを感じているところでございます。

特に、本日もご議論がございましたけれども、平常時に戻すときの出口のタイミングをどうするのかというのが非常に難しいところかなというふうを感じているところでございます。

私どもとしましては、今回、5号の保証についていろいろご議論がありましたけれども、今後とも業種指定を的確にさせていただきますとともに、さっきもお話ございましたけれ

ども、地域固有の事情がいろいろございますので、その辺もいろいろご検討の材料に加えていただければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○塩野主任調査役 日本商工会議所です。

セーフティネットの各号の個別事例を、非常に細かく丁寧によく見ていただいているというのが感想でございます。それを踏まえて、やはりこのセーフティネット保証の各号は、全て引き続き必要であるという認識を新たにしております。

議論の焦点になっている5号については、中間整理のときに、リーマンショック級のリスクが来れば、全業種100%の態勢で特別立法を待たずに即時対応するという検討をされていますけれども、それについても賛成でございます。ただ、実際には何をもってリーマンショック級なのかということの線引きや、また業種や地域によって、じわっと、慢性的に影響を受ける業種や地域もあります。そういう面で、現行の業種指定の仕方については先ほど座長様も触れていただきましたけれども、決して現行のやり方が最適とは言い切れず、課題があるとは思いますが、少なくとも、地域が、この業種は不況で、地域でしっかりと支えていかないといけない、言い換えれば、地域金融機関が5号を適用して、また保証協会もその要請を受けて、5号保証で支えている事業者に対しては、これまでどおりしっかりと腰を据えた支援体制というのをつくるのが必要です。その地域でしっかりと腰を据えて支えていく支援体制というのは、地域金融機関のみならず、保証協会も、それから我々のような経済団体、他の支援機関も含め、全て連携して関わっていくということだと思います。そういう意味では、保証協会も100%保証で臨んでいただくべき性質のものだというふうに考えております。

また議論によって、何らかこの5号が見直しがなされるというようなケースが万一あったとしても、特に利用者の中で、小規模零細企業については、その影響をもろに受けやすいことから、このセーフティネット保証の枠組みにかかわらず、地域金融機関が迅速に、逡巡せずに対応できるよう、100%保証の対応枠というのを、セーフティネット保証に限らず、制度全体でしっかりと担保していただきたいと思っております。

以上です。

○青木政策推進部副部長 全国中央会でございます。

日本商工会議所様がお話しされたように、セーフティネットにつきましては、全ての各号につきまして必要だと考えております。8ページに、副作用として、金融機関の事業を見た融資への取り組みが阻害されとか、事業者の経営改善努力の動機が失われ適切な新陳代謝が阻害されるといったようなことが書かれていますが、これだけをもって画一的に見直しをされるということになりますと、いろいろと個別事情が絡んで、回復に長期を要している事業者とか、非常に改善意欲の高い事業者が、その一くくりの中で考えられてしまいますので、やっぱりそこら辺は個別事情というのを十分と考えた上で、ぜひ対処していただきたいと思っております。

改善に向けた努力ですけれども、河原委員がおっしゃられていましたように、経営支援を同時に提供するといったような考えは、非常に中小企業、小規模事業者にとっても大変いい考えだなと思いますので、セーフティネット機能を維持したままでの経営改善支援というのいろいろとご検討していただければ助かるのかなと思います。

ただ、その際には、全国銀行協会の方がおっしゃられていましたように、シンプルで簡素な制度というのは、金融機関にとってもそうですけれども、中小企業、小規模事業者の事務処理能力を考えても必要です。簡便かつ負担感のない制度を検討していただきたいと思っております。

見直しに当たっては、中小企業、小規模事業者の資金繰りが途切れないような形でぜひ対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○長島企画支援部次長 全国商店街の長島であります。

皆さんからお話しいただいているように、やはりこのセーフティネット保証制度は大変大切なものでございますので、これがうまく世にというか、やはり、何と言いましょか、この内容をしっかりと、さらに調査していくとか、家森先生がおっしゃったとおり、この中身のほうをどういう状況にあるか、そこら辺をしっかりと見ていくことが大切だと思っております。

以上です。

○船矢理事 中小企業基盤整備機構の船矢でございます。

意見というよりは感想的なものになるんですけれども、私自身も本日示された基本的な考え方と言いますか、総論的なことについては、全く違和感がございませんので、そういう方向でさらに検討を深められるのがいいかというふうに思います。

それで、皆さん共通の理解だと思いますけれども、一番の論点は5号保証のあり方ということだと思いますけれども、とりわけリーマンショック型というよりは、従来型の特定の業種ごとの扱いをどうするかということだと思いますけれども、16ページの資料にもありますように、もともとの趣旨は、高度成長期から安定成長期にかけて、一時的な不況を乗り越るとか、あるいは事業転換を後押しするという、そういう趣旨であったわけですが、当時の時代環境から見ると、おのずと時間が経過をすれば不況も回復をし、あるいは新しい事業の芽も容易に見つかるというような時代だったわけで、ある意味ではとりたてて、時間に任せればおのずとその辺は改善されていくということが前提となって制度設計がされていたというふうに思いますし、それが今の環境下においては、放置をするとそのままずるとセーフティネットが継続をしてしまうということで、新たな見直しの契機になっているんだろうというふうに理解をしております。

私自身は、卒業の要件はどうか、100%保証のあり方はどうかということについて、特に意見はありませんと言うか、余りコメントする立場にもないと思っておりますけれども、ただ、いずれにしても、セーフティネットのあり方ということだけではなく

て、それとあわせて事業転換を後押しするような仕組みというのが、あわせて重要なわけでありまして、それは経営改善計画を策定するとか、販路拡大をするとか、あるいはもう事業者が高齢化して、もう新たな転換が難しいということであれば、思い切って事業承継、引き継ぎM&Aを促すとか、いろいろな政策ツールがあるわけですが、あるいは当然、金融機関による指導とか助言というのも重要になってくるんで、そういうところの人材をさらにどう強化をしていくかということも重要ですし、言いたいのは、単にセーフティネット保証のあり方という単体のことではなくて、ほかの中小企業施策との連携がますます重要になってくるというふうに思いますので、そういう観点も加味してご検討いただければというふうに思っております。

以上です。

○村本座長 ありがとうございます。

一人一人ご意見を伺いましたが、公庫さんはいかがでしょう。何かございましたら。

○橋本保険部門長 基本的な考え方としては、きょう資料でいただいた内容のとおりだと思います。セーフティネット機能というのは、非常に重要だということは世界的にも、例えばリーマンショックのときにアメリカであれば保証割合75%から90%まで引き上げるとか、ヨーロッパであればEUで各国の保証割合は上限80というふうに定めているところを90までいいですよというふうな、そういう特別措置をとって対応したところですから、セーフティネット機能の重要性というのはしっかり評価されているのかな。

量的に見ると、やはり恐らく日本が一番、世界の中では保証のセーフティネット機能を活用している国ではないかな。世界的にも、日本がセーフティネット機能をどういうふうに関後活用していくのかな、今回の見直しでも、どういうふうな内容になっていくのかなというところは注目されているのではないかなと思いますし、できればそういった国々から模範となるような、そういう制度にさせていただければなと思います。

それがひいては日本の経済力のアップにつながっていくのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○村本座長 ありがとうございます。

日本銀行さん、よろしいですか。

最後、保証協会さんからまた。

○村山会長 保証協会連合会の村山でございます。きょうはセーフティネット保証の機能について、非常に丁寧なご議論、丁寧な分析をいただきまして、本当にありがとうございました。

説明の中でも触れていただきましたように、今まさに熊本を中心とした地震の被災地域では、この制度を活用して復興に向け、中小企業に及ぼす影響を最小限にとめるべく、保証協会の現場においても全力で取り組んでいるところでございます。また、先週末に発動いただきました三菱自動車関連の2号につきましては、相談窓口などを通じて資金繰りに

お困りの中小企業の皆様の相談に現在対応しているところでございます。過去におきましても、各委員さんからお触れいただきましたように、リーマンショックの際のように、危機的状況のもとにありましては、政策的な要請を踏まえ、全協会を挙げて全力で中小企業を支え、多くの倒産を回避することができ、また、雇用の維持にも貢献できたのかなと思っているところでございます。

他方で、資料の9ページにもございましたように、リーマンショック以降、条件変更が急増いたしまして、特に金融円滑化法の施行以降は、私どもといたしましても条件変更に対応してきたところでございます。その結果、ご指摘のとおり、条件変更中の事業者数が高止まっているという状況もあるわけでございます。

また、本日ご紹介いただきました事例のように、条件変更後、残念ながら代位弁済に応じざるを得なくなったというケースも生じているわけで、こういったご指摘についても、我々の至らぬ点があったとの思いも含めて、受けとめていく必要があると、改めて感じているところであります。

現在、企業訪問や専門家派遣、あるいは計画策定支援、経営サポート会議の開催などを通じて、条件変更先の経営改善に努め、正常化を達成している企業が出てきているのも、事実でございます。これらをさらにふやしていくべく、私どもとしても、金融機関の皆さま方と相談しながら、ともに努力を重ねながらやっていきたい、かように思っているところでございます。

もちろん、こうした中で経営改善サポート保証、あるいは借換保証というような新たな信用供与ができるまでに経営改善に至る個別企業もございしますが、経営改善は一夜にしてなるというものでもなく、また、私どもの人力的な体力の限界もあり、時間とコストがどうしてもかかってしまう状況もあるわけでございまして、今後、金融機関との協力体制をさらに強固にしながら、経営改善に向けた努力を行っていきたい、かように考えているところでございます。

さまざまご指摘をいただいている点につきましては、私どもとしても真摯に受けとめて、改善を図ってまいりたいと考えておりますので、今後ともこの場も含めまして、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴させていただければと、私どもとしてもお願いをする次第でございます。

きょうは本当にありがとうございます。

○村本座長 どうも、ありがとうございました。

CRD協会さんはございますか。

一人当たり回ったところで、また委員の先生方から追加的にご発言があれば、ぜひお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

よろしいですか。

関係省庁の方はいかがでしょうか。

じゃ、最後にざっと聞いていただいた上で、小林さんにリプライなり、何かご意見があ

れば。

○小林金融課長 きょうご説明させていただいたペーパーで、まだ至らない点については補足をしていきたいと思ひますし、それから各機関さんのほうからも、特に小口の方の実態をよく見ながら、丁寧に見ていくべきだというご趣旨だと思ひますので、これは多分このセーフティネット機能のお話の中での議論ももちろんですけれども、保証全体、それから保証を離れても含めて、全体にどういふ適切性があるのかというところで見えていかなきゃいけないところもありますので、そこも含めて、議論は今、パーツごとに少し熟成していつていますので、もう少し議論を深めさせていただく中、そういうところも消化させていただきたいと思ひておひります。

○村本座長 ありがとうございます。

きょうの議論は、セーフティネットに集中したわけですがけれども、前回の議論も踏まえて、もう少し全体の枠組み等も議論していかなきゃいかなのか、あるいは公庫の方がおっしゃいましたけれども、諸外国でどういふことだったかという話もあろうかと思ひますので、そういうようなことを踏まえて、今後少し深掘りをしていこうというのが、多分段取りじゃないかと思ひるので、今後の段取りというか、進め方についても何かあったらおっしゃっていただけませんか。

○小林金融課長 残っている論点というのを少しさらっていく。その中でも、少し、きょう外国の例、話なんかも出たので、そういうのも含めてだと思ひますけれども、それを引き続き、座長とも相談しながら、さらに深掘りをして、どこかでまとめということ、全体を見ながらということになっていくと思ひてございます。

○村本座長 きょうやるべきことは大体できたと思ひますが、追加的に何かこういうことも調べてほしいとか、こういうことも知りたいというようなご要望があれば、伺っておきたいと思ひますが。

よろしいでしょうか。

それではきょうの会合は以上ということで、終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございます。